

令和 5 年 6 月 16 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業

「東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	環境省
事業概要	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、津波等の被害にあった地域における有害物質や放射性物質による海洋の汚染状況を経時的に把握するなどの調査業務
実施期間	令和 3 年 10 月 19 日から令和 6 年 3 月 29 日まで
受託事業者	日本エヌ・ユー・エス株式会社
契約金額（税抜）	228,120,000 円
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝1 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、被災地においては、被災した工場等からの有害物質の公共用水域・地下水・土壌への漏出、津波による廃棄物の海上流出や油汚染及び福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等により、国民の健康や生活環境への悪影響が懸念されている。これら環境汚染による人への健康被害の防止、被災地の生活環境に対する住民不安の解消のためには、継続的かつ的確に汚染状況を把握する必要がある。
選定の経緯	本事業については、平成 27 年度の公開プロセスで、入札における競争性を高める工夫等を行い、継続的に事業費の縮減を図ることが必要とされた。また、同年度の公共サービス改革法の対象事業の選定において、行政事業レビューにおける問題点等を指摘された事業のうち 1 者応札となっているものとして、市場化テストの導入を求められた。そのため、平成 29 年度より市場化テストを導入し、一者応札の回避、コスト縮減のため複数年契約に移行したもの。

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することとする。

2 検討

(1) 評価方法について

環境省から提出された令和3年10月から令和5年3月までの間の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき質の確保状況	以下のとおり、適切に履行されている。	
	確保されるべき水準	評価
	(1) 本事業全体の企画立案及び進行管理等 本業務の実施要項に記載されている内容を確実に実施すること。 ・ 調査計画案の立案 ・ 調査の実施・分析・結果解析及び取りまとめ ・ 公表用資料の作成 ・ 業務結果報告書の作成 等	【達成】 計画的な企画立案・報告書の作成、計画に従った調査分析を実施し、進行管理等が行われた。 また、学識経験者による検討会で指摘された事項に対しても柔軟に対応した。
(2) モニタリングの報告 請負者は、試料採取・採集数及び試料の分析数を採取時期及び分析終了日から2週間以内に環境省に提出し、事業の進捗状況について説明すること。	【達成】 業務結果報告書等は期限までに提出された。	
民間事業者からの改善提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度調査の知見を踏まえて効率的な調査計画が立案された。 ・ 調査の円滑な実施のため、試料採取と試料分析に関する豊富な知見・経験を有する専門機関である外部委託先との連携がなされた。 ・ 調査開始からデータが蓄積されてきたことを受け、経年的変化や、物質ごとの発生源の類似性に係る客観的な考察に資する統計解析が実施された。 	

(3) 実施経費（税抜）

実施経費について、市場化テスト実施直前である平成28年度の業務内容と、令和3年度の業務内容を比べると、水質調査の終了、重点調査項目調査地点の減少など業務内容が大きく異なっており、これに係る経費のみを除外して、平成28年度の従来経費を算出することは困難である。そのため、業務内容が同内容である市場化テ

スト1期目の事業（平成29年度から令和元年度）における単年度当たりの実績額を従来経費として比較することとする。

実施経費は、従来経費と比較して0.6%減少している。

従 来 経 費	76,500,000 円（平成29年度～令和元年度（単年度当たり）実績額）
実 施 経 費	76,040,000 円（令和3年度～令和5年度（単年度当たり）実績額）
増 減 額	460,000 円減額
増 減 率	0.6%減

（4）競争性改善のための取組

本事業は、平成29年度から市場化テストの対象事業となり、これまで、3度にわたって民間競争入札が行われた。競争性の改善のため、環境省が実施した取組は、下記のとおりである。

- ・従前、単年度事業であったものを3か年の事業とした。
- ・共同事業体による入札参加を許容した。
- ・入札公告期間を標準的な期間と比べて1か月長く確保するとともに、事業の準備引継ぎ期間として、落札者決定から業務開始まで4週間を確保した。
- ・提案書審査基準について、事業者の実績等に係る加点項目の配点を見直し、従前、事業を行っていた事業者が過度に有利にならないようにした。
- ・入札公告に先立ち、再委託先の事業者を含む業界団体等に対して周知・広報した。
- ・情報開示の範囲について、過去の調査内容や、再委託先の実施した業務内容等を新たに開示するよう見直した。
- ・入札不参加者に対するヒアリングにおいて判明した事情を踏まえ、参加者への分かりやすさに配慮して入札説明会を実施した。

（5）業務の特殊性等

本事業の特殊性等について、更なる改善が困難な事情は、下記のとおりである。

- ・本業務を円滑に実施するためには、調査計画の企画立案、調査海域での許可申請、試料の採取、分析、結果の取りまとめ等が、一連の業務として、緊密な連携の下で実施される必要があり、業務の分割が困難であるところ、調査規模の大きさから、対応可能な事業者が限られている。

なお、業務の過程で連携が不十分であると、不適切な試料の採取・保管などにより、不正確な分析結果につながり、調査の信頼性をも失いかねない。

- ・本調査は、汚染物質や放射性物質の拡散状況を把握するため沿岸20km程度での底質の試料採取が必要であるところ、これに対応可能かつ適当な規模の調査船が限られている。
- ・調査の継続性の観点から、毎年度同一地点での試料採取が必要となるが、海象や天候等を考慮した上で、試料採取機器の位置を調整するには高度な技術を要し、同

種の調査のノウハウがない事業者にとっては、参入に当たっての難易度が高い。
・採種試料の分析について、底質中の微量の化学物質の解析や、調査地点の地形・天候を考慮した解釈が必要であることから、対応可能な事業者が限られている。

(6) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、効率的な計画立案、調査の円滑な実施、調査結果を用いた発展的な統計解析等が実施され、業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費については、市場化テストの導入当初と比べて 0.6% (46 万円) 削減されており、一定の効果があつたものと評価できる。

一方、入札において 1 者応札となっており、競争性の確保について課題が残った。この点、「(4) 競争性改善のための取組」記載のとおり取組を実施したものの、「(5) 業務の特殊性等」記載のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないものと認められる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後は、環境省に設置されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会において、外部有識者等から、契約の状況についてチェックを受ける仕組みが確保されている。

(7) 今後の方針

本事業については、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することが困難であるものの、「(6) 評価のまとめ」のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善は見込めないものと認められる。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ. 1. (2) の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとする。

市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることになるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、環境省が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたい。

さらに、環境省に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めるとともに、新規事業者の参入を促進するため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、調査の内容及び範囲、事業の実施方法等について随時見直すことを含めた不断の検討を要請する。

令和5年5月31日
環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

民間競争入札実施事業
「東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、津波等の被害にあった地域における有害物質や放射性物質による海洋の汚染状況を経時的に把握する。
実施期間	令和3年10月19日から令和6年3月29日
請負事業者	日本エヌ・ユー・エス株式会社
契約金額（税抜）	228,120,000円
入札の状況	1者応札
事業の目的	平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、被災地においては、被災した工場等からの有害物質の公共用水域・地下水・土壌への漏出、津波による廃棄物の海上流出や油汚染及び福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等により、国民の健康や生活環境への悪影響が懸念されている。これら環境汚染による人への健康被害の防止、被災地の生活環境に対する住民不安の解消のためには、継続的かつ的確に汚染状況を把握する必要がある。
選定の経緯	本事業については、平成27年度の公開プロセスで、一者入札の回避、コスト削減のため、入札における競争性を高める工夫等を行うことが必要とされた。また、同年度の公共サービスの選定において、行政事業レビューにおいて問題等を指摘された事業のうち一者応札となっているものとして、市場化テストの導入を求められた。そのため、平成29年度より市場化テストを導入したものの。
特記事項 （改善指示・法令違反 行為等の有無）	特になし

II 確保されるべき質の達成状況及び評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 本事業全体の企画立案及び進行管理等について、実施要項記載事項を確実に実施すること。

① 実施状況

1) 調査計画案の立案

標記計画の立案に当たっては、過年度の調査結果を踏まえるとともに、各年度第1回の東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査検討会において提示し、同検討会委員の意見を適切に反映した。

2) 調査の実施・分析・結果解析及び取りまとめ

立案した計画に従い調査・分析・結果解析を実施し、その取りまとめ結果について、第2回の検討会において提示し、同検討会委員の意見を適切に反映した。

3) 公表用資料の作成

令和3年度及び令和4年度調査結果の取りまとめ内容に基づき、各年度第2回の検討会において公表用資料の案を委員の意見を適切に反映させた上で作成し、3月末に環境省に提出させた。

4) 検討会の設置・開催

委員の日程調整を早期に行い、各年度2回の検討会を開催、上記1)から3)までの項目について、必要なタイミングで必要な審議を行い、予定した成果を得た。

5) 環境省HPへの公表コンテンツの作成

当該年度で得られた分析結果、解析をもとに、公表コンテンツ案（要約版及び詳細版）をとりまとめ、3月末に環境省に提出させた。

6) 業務結果報告書の作成

上記1)から4)までの内容について、年度末までに報告書を作成、環境省に提出させた。

② 評価

上記①のとおり、実施要項の記載事項について、計画的な企画立案と、進行管理等が行われるとともに、検討会での指摘事項に対しても柔軟に対応し、求める事業の質が達成された。

(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

公共サービスの向上及び委託業務の適正な実施を図るため、業務調達時や業務実施時における民間事業者から提案のあった主な改善事項については、次の通り実施している。

- ・ 過年度調査の知見を踏まえた効率的な調査計画の立案。
- ・ 調査の円滑な実施のための、試料採取と試料分析に関する豊富な知見・経験を有する専門機関である外部委託先との連携。
- ・ 調査開始からデータが蓄積されてきたことを受け、経年的変化や物質ごとの発生源の類似性の客観的な考察に資するため統計解析の実施。

2. 実施経費についての評価

○市場化テスト前（平成28年度）

実施経費（実績額）95,510,000円（税抜き）

○今回（市場化テスト第3期）（令和3年度～令和5年度）

実施経費（実績額）76,040,000円（税抜き、単年度当たり）

<参考>（市場化テスト第1期）（平成29年度～平成31年度）

実施経費（実績額）76,500,000円（税抜き、単年度当たり）

（市場化テスト第2期）（令和2年度）

実施経費（実績額）75,040,000円（税抜き）

実施経費について、平成28年度（市場化テスト実施前）の業務内容と令和3年度の業務内容を比べると、水質調査の終了、重点調査項目調査地点の減少など業務内容が大きく異なっており、これに係る経費のみを除外して、平成28年度の従来経費を算出することは困難である。そのため、今期の事業における実施経費（単年度当たり）を、業務内容が同内容である市場化テスト1期目の事業（平成29年度から令和元年度）における単年度当たりの実績額と比較したところ、460,000円の削減となっている。

Ⅲ 今後の事業について

1. 全体的な評価

上記Ⅱのとおり、本事業の実施にあたり確保されるべきサービスの質として設定された要求水準は満たしており、履行状況についても入札実施要項に示す実施の基準を満たしている。実施経費については、市場化テスト実施後の経費の推移を比較したところ、一定の削減効果がみられた。一方で、競争性の確保については、結果として一者応札となった。本業務を実施するには、試料の採取、化学物質の分析ともに高度な技術が要求され、対象とする化学物質も多岐にわたるため、対応可能な業者が限られていることが一因と考えられる。

また、本事業の実施状況については、以下のとおりである。

- ① 業務実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等は無かった。
- ② 環境省においては、既に物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会が設置されており、本業務に係る契約についても監視の対象とされていることから、今後も引き続き外部有識者等のチェックを受ける仕組みが確保できている。
- ③ 入札にあたり、公告期間の延長、提案書審査基準の見直し等を行った上で、競争入札の実施を行ったが一者応札であった。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は達成している。
- ⑤ 契約金額との比較による経費の削減については、同内容となった令和元年度に本件請負業務に要していた経費と単年度で比較すると460,000円の経費が削減された。

2. 今後の事業について

本事業は、平成28年度まで単年度契約で実施し、仕様書における仕様内容の表現の見直し、具体的追記を逐次行っていたが、一者応札が続く状況であり、平成29年度から市場化テストの対象となった。平成29年度から平成31年度までの契約（市場化テスト第1期）では事業の複数年化、共同事業体の許容、参入事業者を求める要件の緩和、情報開示の充実を行い、令和2年度の契約（市場化テスト第2期）においても、提案書審査基準の見直し、更なる情報開示の充実（実施要項への記載事項の明確化）等の対応策を行ったものの一者応札となったところである。

令和3年度から令和5年度までの契約（市場化テスト第3期）については、再度、事業を複数年化するとともに、情報開示の充実、評価基準の見直しを行い、さらに令和2年度事業の入札不参加者に対するヒアリングにおいて、業務の一部を再委任可能であるにもかかわらず、できないものであるとの誤解が生じていたことが判明したことから、入札説明会において、説明内容が詳細かつわかりやすいものとなるように実施し、複数応札に向けて業界団体を通じた事業者への情報提供等の広報を実施した。

以上のように、改善に向けた取り組みを行ったものの一者応札が続いているが、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないことから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する方針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定Ⅱ. 1（2）の基準に照らし、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了したい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施機関、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、法の趣旨に基づき、公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をしてまいりたい。

以上

民間競争入札実施事業

「東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

市場化テスト第3期においては、以下の改善を行った。

○入札スケジュールの見直し、引継ぎ期間の設定

・事業者へのヒアリングにより、入札スケジュールがタイトである旨が課題としてあったため、入札公告期間を標準より1ヶ月長く確保した(第2期に続いての措置)。

・準備引継期間を4週間確保することとし、新規事業者の参入を促進した。(第2期に続いての措置)

○参加要件の緩和

・業務責任者の資格・実務経験について、「類似業務の実績を1件以上」とした上で必須項目ではなく加点項目とした。

・過去の実績に関する加点項目の配点を減らした。

○広報の実施

・入札参加が期待される分野の協会に依頼し、入札公告について参加企業への周知を行った。(第2期に続いての措置)

○再委任の可否の明記

・調査実施、分析等の業務について、再委任が可能であることを明記した。

○その他

・第2期は単年度事業であったが、第3期は国庫債務負担行為による3カ年度事業として調達した。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

■ 実施可能な事業者が限定される要因

本調査は、汚染物質や放射性物質の拡散状況を把握するため沿岸 20km 程度での底質の試料採取が必要であるが、対応可能な調査船が限られている。また、調査の継続性の観点から、毎年度同一地点での試料採取が必要となるが、天候等を考慮し、試料採取機器の位置を調整するには高度な技術を要する。

また、試料の採取に 3 週間程度、試料の分析には 3 ヶ月程度を要し、適切な時期に調査を行い、年度内に結果を取りまとめるためには、調査船等のスケジュールを確保する必要がある。

分析においても、底質中の微量の化学物質の解析や、調査地点の地形や天候を考慮した解釈が必要であることから対応可能な事業者が限られている。

■ 競争性改善のための分割の検討

業務の円滑な実施には、調査計画の企画立案から、調査海域での許可申請、試料の採取、分析、結果の検討・とりまとめ等が、一連の業務として、緊密な連携の上に実施されることが必要であり、これらそれぞれの過程で連携が不十分であると調査の遅延や、不適切な試料採取、不正確な分析や検討・取りまとめにつながり調査の信頼性をも損ないかねず、分割した業務実施はできない。なお、競争性確保の観点から、グループ入札や外部委託は可能としている。